

平成 27 年度

施策管理報告書

【様式3】

平成 28 年 8 月

東 大 阪 市



## 目次

第1節	市民が主体的に活躍するまち	1
第2節	人権を尊重するまち	2
第3節	男女が共に生き生きと暮らすまち	3
第4節	平和の大切さを伝えるまち	4
第5節	開かれた市役所のあるまち	5
第6節	文化に親しめるまち	6
第7節	歴史や伝統を大切にすまち	7
第8節	多くの国・地域や人の交流が育まれるまち	8
第9節	いくつになっても学べるまち	9
第10節	学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまち	10
第11節	青少年が健やかに育つまち	13
第12節	スポーツを楽しめるまち	14
第13節	健康で元気に暮らせるまち	15
第14節	安心して医療を受けられるまち	16
第15節	生活衛生が行き届いたまち	17
第16節	みんなで支え合う福祉のまち	18
第17節	安心して子どもを生み、育てられるまち	19
第18節	高齢者が生きがいを持って暮らせるまち	20
第19節	障害のある人が自立して生活できるまち	22
第20節	生活自立相談や支援が受けられるまち	23
第21節	モノづくりが元気なまち	24
第22節	買い物しやすいまち	25
第23節	農業と農地空間を大切にすまち	26
第24節	産業活動にとって魅力のあるまち	27
第25節	雇用が安定し、働きやすいまち	28
第26節	消費者が守られるまち	29
第27節	危機や災害への備えが万全なまち	30
第28節	安全で快適な市街地のあるまち	33
第29節	水と緑に親しめるまち	34
第30節	良好な住まいのあるまち	35
第31節	安全で便利な交通機関や道路のあるまち	36
第32節	良好な環境を次代に引き継ぐまち	38
第33節	上下水道によって安全・快適に暮らせるまち	40
行財政編	効率的で健全な行財政運営が行われるまち	41

－様式の見方－

部節名	後期基本計画の体系を記載しています。
基本方針	後期基本計画にある各節の基本方針を記載しています。
取り組みのあらまし	後期基本計画にある各節の取り組みのあらましを記載しています。
指標及び実績値	後期基本計画にある各節の3つの指標とその実績値を記載しています。
主な実施事業及びその評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取り組みのあらましNo.及び実施計画事業名欄については、この施策に該当する第3次実施計画の事業名を記載しています。</li> <li>・ 後期基本計画期間における評価欄については、当該事業における事業管理報告書の平成27年度目標達成度(A～Dの評価)を記載しています。              平成27年度目標に対する実績の割合が、              A：100%以上      B：80%以上100%未満              C：50%以上80%未満      D：50%未満              目標が2つの場合は、              A：4点    B：3点    C：2点    D：1点として、              8～7点=A、    6～5点=B、    4～3点=C、    2点=D</li> <li>・ 平成26年度目標達成度別事業数欄についてはこの施策に該当する事業の「A」「B」「C」「D」それぞれの事業数を記載しています。</li> </ul>
施策評価及び今後の取り組み方針	基本方針に沿った各節の進捗状況について施策レベルの評価を行うとともに、施策実現のための今後の取り組み方針について、政策実績報告会における『市長からの指示』を記載しています。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第1部 第1節 市民が主体的に活躍するまち

【基本方針】

市民だれもが自分たちのまちに誇りと愛着を持てるよう、自分たちのできることを生かして、責任を持って主体的にまちづくりを進め、楽しさや達成感、連帯感を味わえる環境をつくります。そのため、地域の特徴を生かすことや、市民によるまちづくり活動の自立を促すこと、活動への理解を深めること、活動の担い手となる人材や団体などを育てることなどに取り組みます。

これらの取り組みを行うに当たっては、市民と市役所が対等な関係で、互いを尊重し合い、目的と課題を共有し、協力して活動することによって、活力あるまちづくりを行う、公民協働を基本にします。

【取り組みのあらまし】

- 1 地域の特性を生かしたまちづくりを進めます 5
- 2 市民によるまちづくりを応援します 6
- 3 市民のまちづくりへの理解を深めます 7
- 4 まちづくりの担い手づくりを進めます 8

指標	単位	実績値											目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32		
1 市民が主体となったまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			25.0										UP
2 社会福祉協議会のボランティアグループ登録数	グループ	145	147	153	129	132								グループ 136
3 まちづくり活動助成団体数(累計)	団体	123	142	155	171	193								団体 150

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名		
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 市民協働による地域別計画の推進			A	D									協働のまちづくり部
2	1 まちづくり意見交換会開催事業			A	B	D								協働のまちづくり部
3	1 地域サポート職員配置事業			A	A	A								協働のまちづくり部
4	1 リージョンセンター公民協働事業	B	B	B	C	C								協働のまちづくり部
5	2 自治会集会所整備補助事業	B	B	B	B	B								協働のまちづくり部
6	2 地域まちづくり活動助成事業	B	A	B	C	A								協働のまちづくり部
7	2 NPO等活動基盤強化事業			B	C	A								協働のまちづくり部
8	3 市民活動情報サイト運営事業	C	C	C	C	B								協働のまちづくり部
9	4 まちづくりコーディネーター育成事業	A	A	B	C	A								協働のまちづくり部
10	1 リージョンセンター施設改修事業	A	A											協働のまちづくり部
11	1 公共施設再編整備事業(市民会館、荒川庁舎跡地活用)					A								経営企画部
12	1 東大阪市版地域分権制度検討事業					-								協働のまちづくり部
13	1 大蓮東小学校跡地整備事業					A								経営企画部
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成27年度目標達成度別事業数		A	6	B	2	C	1	D	1					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

協働のまちづくり部において取り組んでいる事業は、将来の東大阪にとって非常に重要なことだ。地域分権は、仕組みを作ることが目的ではなく、一人ひとりの市民がこのまちのために何をすれば良いのかということと一緒に考えていく、そのような大事な取組みを進めている。

いよいよ東大阪市版地域分権の仕組みの設計に入ったわけだが、地域では様々な声が出てくるだろう。市民にとっては、市役所は1つであり、協働のまちづくり部とか他の部とかいうことは関係がない。協働のまちづくり部以外の職員もしっかりとこの制度の趣旨を理解し、制度の設計に参画してほしい。こういった場面で市民から縦割りと映らないようにしてほしい。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第1部 第2節 人権を尊重するまち

【基本方針】

人権は、すべての人が生まれながらに持っている、最も基本的な権利であり、人権を尊重した、いかなる差別もない豊かで明るいまちをつくりたい。

そのため、市民や事業者、教育関係者、関係機関、市役所などが連携、協力し、同和問題や、外国籍住民、障害のある人、子ども、高齢者、女性などの人権問題の解決に向け、横断的な取り組みを進めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 あらゆる施策に人権尊重の視点を取り入れます 5
- 2 効果的な人権啓発・人権教育を進めます 6
- 3 情報・相談機能を充実させます 7
- 4 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 人権を尊重したまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			29.9									UP
2 人権講座の延べ参加者数	人	1,012	632	1,087	655	518							人 1,000 UP
3 市職員の人権研修受講者数	人	979	1,130	1,001	879	938							UP

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	2 人権啓発促進事業	A	A	B	B	B							人権文化部
2	2 人権文化センター人権啓発交流事業	A	B	B	A	B							人権文化部
3	2 人権教育研修会開催事業	A	A	A	A	A							人権教育室
4	3 人権文化センター総合相談事業	B	B	B	C	B							人権文化部
5	2 共同浴場改修事業	B	C										人権文化部
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成27年度目標達成度別事業数		A	1	B	3	C	0	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

いじめの発生を未然に防ぐためには、豊かな人権感覚を育む必要がある。研修会の実施や啓発資料を配布し、啓発活動を進めていることは評価するが、その効果を把握し、いじめの発生件数を減少させる取り組みを検討してほしい。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第1部 第3節 男女が共に生き生きと暮らすまち

【基本方針】

男女が互いに個人としての尊厳を認め合い、性別にとらわれることなく個性や能力を発揮しながら、生き生きと暮らせるまちをつくりまします。  
 そのため、性別による固定的な役割分担意識を無くし、男女が社会のあらゆる分野で対等に活躍するとともに、仕事と家庭を両立して暮らしていけるよう、取り組みまします。

【取り組みのあらまし】

- 1 男女が対等な関係を築く意識を育みます 5 だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めます
- 2 仕事と家庭が両立できる環境をつくりまします 6
- 3 男女が生き生きと活躍できる職場をつくりまします 7
- 4 男女が共にまちづくりを進めます 8

指 標	単 位	実 績 値										目 標 値		
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32		
1 男女が共に生き生きと暮らせるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			31.8									▲	UP
2 男女共同参画センターの団体登録数	団体	24	23	20	20	26							▲	団体 40
3 審議会などの女性委員参画率	%	25.8	30.1	27.5	27.9	28.4							▲	% 40

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名		
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 男女共同参画推進事業	B	B	A	A	A								人権文化部
2	1 男女共同参画センター自主事業	A	A	A	A									人権文化部
3	3 管理職への女性職員の登用	A	A	A	A									行政管理部
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

平成27年度目標達成度別事業数	A	1	B	0	C	0	D	0
-----------------	---	---	---	---	---	---	---	---

【施策評価及び今後の取り組み方針】

男女共同参画社会の実現に向けては、今までも人権文化部を中心として、各種取り組みを行ってきたが、今後も地道な啓発活動、理解促進の取り組みが不可欠である。

DV被害の防止対策については、幅広く広報して理解を呼び掛け、関係機関との連携強化をしていくなど、一定の取り組みについて評価をする。今後更なる啓発と、様々なケースに対応できる体制を整え、自治体としての役割をしっかりと果たせるよう、求めておく。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第1部 第4節 平和の大切さを伝えるまち

【基本方針】

平和は人間として生きるための基本であり、全世界の共通の願いです。市民一人ひとりが平和の大切さを実感し、平和を築き、後世に伝えていくまちをつくります。

そのため、平和への意識を高め、非核平和の重要性を認識できるよう、平和についての啓発や平和学習に取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 市民の平和意識を高めます 5
- 2 子どもたちの平和学習を充実させます 6
- 3 平和の重要性と核兵器廃絶のメッセージを世界に発信します 7
- 4 8

指 標	単位	実 績 値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 平和を意識したまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			34.6									UP
2 平和事業の参加者満足度	%	83.7	79.8	87.3	86.3	88.2							%
3 修学旅行で平和学習に取り組んでいる学校の割合	%	65	69	71	73	71							%
													100

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 平和のまちづくりの推進	B	B	A	B	A							人権文化部
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

平成27年度目標達成度別事業数	A	1	B	0	C	0	D	0
-----------------	---	---	---	---	---	---	---	---

【施策評価及び今後の取り組み方針】

平和な国、平和なまちとは何か、そこを一人ひとりの市民が振り返ることができるように。今までこの事業をしているから来年も再来年もこうだということではなく、本当の平和とはなんだろうかということ。平和と言うのは誰も見たことがない。姿かたちがないものだ。それを求めていくのは難しい。そのむずかしさを市民一人ひとりと共有していくことが、本当の意味で平和な地域社会、国づくりに繋がるので、難しい課題ではあるがしっかりと取り組むよう求めておく。



平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第1部 第5節 開かれた市役所のあるまち

【基本方針】

市民には「知る権利」が、市役所には「説明責任」があります。市民が主体となったまちづくりの実現のためには、開かれた透明性の高い市役所であることが重要です。そのため、個人情報の保護には十分配慮した上で、積極的に情報を受発信するとともに、市民と市役所が互いの立場を尊重した、対話と参加の機会を設けます。また、市役所業務は常に説明責任を伴い、職員一人ひとりが市役所の広報広聴を担うという認識を持ち、より一層身近で市民に開かれた市役所をめざします。

【取り組みのあらまし】

- 1 市民の声に基づいて市政を進めます 5
- 2 市政にかかわる情報を分かりやすく発信します 6
- 3 市役所が取り扱う市民の個人情報を守ります 7
- 4 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 市役所は市民の意見を広く聴き、情報公開が進んでいると思う市民の割合	%			28.1									UP
2 市ホームページのアクセス件数	万件	136	140	133	142	143							万件 250
3 市職員の情報セキュリティポリシー研修受講者数	人	551	1,183	916	928	1,008							UP

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 市民相談業務	B	B	A	B								市長公室
2	1 市政世論調査	B	B	B	B								市長公室
3	2 市政情報番組提供事業	D	D	C	-	C							市長公室
4	2 市政だより発行事業	A	A	B	-	B							市長公室
5	2 ウェブサイト整備事業	B	B	B	B	A							市長公室
6	2 財政情報の公表			B	B								財務部
7	2 子ども市政だより発行事業	B	B										市長公室
8	2 情報公開制度の推進	D	B										市長公室
9	3 個人情報保護制度の推進	A	B										市長公室
10	2 議会設備改修事業					A							議会事務局
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

平成27年度目標達成度別事業数	A	2	B	1	C	1	D	0
-----------------	---	---	---	---	---	---	---	---

【施策評価及び今後の取り組み方針】

市政だよりやウェブサイトについては、「隣の芝生は青い」の典型的な例であり、他市のサイトや市政だよりを見ると、よく見えるものがたくさんある。ここは常に工夫も凝らしながら、見やすいものを構築するように。それとやはり、記事がたくさんありすぎて、ややその記事の配列で配慮に欠けるようなところも見受けられるので、そういったところは十二分に注意するよう求めておく。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第6節 文化に親しめるまち

【基本方針】

文化は心を豊かにし、生きがいを与えてくれます。長い歴史によって地域で育まれてきた、地域の特色を生かした文化に親しみ、大切に思う心を育みます。

そのため、あらゆる活動に文化の視点を取り入れるとともに、個性あふれる豊かな文化を発掘します。また、文化的な資源、情報を発信します。さらに、文化やその担い手を育み、市民が自ら文化活動に取り組める環境や、身近に文化に親しむ機会を提供します。

【取り組みのあらまし】

- 1 あらゆる施策に文化の視点を取り入れます 5
- 2 魅力ある文化情報を把握し、発信します 6
- 3 文化施設を有効に活用します 7
- 4 文化に親しむ機会を提供します 8

指 標	単位	実 績 値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 文化に親しめるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			35.7									UP
2 文化関連施策の実施件数	件	97	81	82	87	97							120
3 文化施設の延べ利用者数	人	333,877	325,396	312,096	286,989	76,204							500,000

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 文化推進事業	B	C	C	C	B							人権文化部
2	3 公共施設再編整備計画事業			C	B								経営企画部
3	3 市民会館等文化施設整備事業	C	B										社会教育部
4	3 児童文化スポーツセンター改修事業	A	-										社会教育部
5	3 永和図書館整備事業	C	B										社会教育部
6	3 市民美術センター自主事業	B	B										人権文化部
7	1 新市民会館整備事業					A							新市民会館建設室
8	3 郷土博物館・埋蔵文化財センター統合整備事業					-							社会教育部
9	4 公共施設再編整備事業（文化関係複合施設再整備）					-							社会教育部
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

平成27年度目標達成度別事業数	A	1	B	1	C	0	D	0
-----------------	---	---	---	---	---	---	---	---

【施策評価及び今後の取り組み方針】

新市民会館の建設にあたっては、PFI事業者が決定したところである。新しい市民会館が、今までとどう違うのか。その点をもっと市民の方々に知っていただく時期に来ている。新しい施設がどんな施設であるのか、そしてその施設から何が生まれてくるのか、そのことをもっと情報発信していくよう求めておく。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第7節 歴史や伝統を大切にすまち

【基本方針】

歴史遺産や伝統はいったん失うと元には戻らない貴重な財産であることから、市や地域の、歴史や伝統を大切にすまちをつくります。

そのため、郷土の歴史遺産の調査、研究や、その保存と活用に努め、身近な歴史や伝統の啓発を行い、市民と共に文化財保護を進めます。また、古文書などの歴史資料を調査、整理ならびに保存、活用するとともに、古代から現代までを対象とした市史の編さんに努めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 市民と共に文化財保護を進めます 5
- 2 歴史・文化を感じられるまちづくりを進めます 6
- 3 文化財の普及啓発を進めます 7
- 4 市史の編さん、活用を進めます 8

指 標	単 位	実 績 値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 歴史や伝統を大切にすまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			41.2									UP
2 一般公開している文化財施設の入館者数	人	30,340	27,932	27,408	28,077	30,818							人 30,000
3 文化財ボランティアの延べ活動者数	人	909	1,042	1,050	1,090	1,121							人 1,500

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 文化財ボランティア育成事業	C	B	B	B	A							社会教育部
2	2 河内寺廃寺跡史跡公園整備事業	A	A	D	A	A							社会教育部
3	2 指定文化財保存事業	D	A	D	A	A							社会教育部
4	3 文化財啓発事業			B	C	D							社会教育部
5	4 市史編さん事業	B	B	A	A	A							人権文化部
6	2 埋蔵文化財発掘調査事業	A	A										社会教育部
7	2 文化財施設保存計画策定事業					-							社会教育部
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成27年度目標達成度別事業数		A	4	B	0	C	0	D	1				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

河内寺廃寺跡史跡公園整備事業については、予定通り史跡公園としての整備を実施できたことは評価する。廃寺跡を歴史を感じる憩いの場として多くの人に活用してもらえよう、早い段階に一般公開できるように整備を進めてほしい。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第8節 多くの国・地域や人の交流が育まれるまち

【基本方針】

国籍や民族の異なる人々が、互いの考え方や文化、習慣の違いを認め合い、すべての人が自分らしく生き、交流が育まれるまちであることが大切です。

そのため、多言語で必要な情報を入手できるようにするとともに、異なる文化を持つ市民が理解し合うための機会をつくります。さらに、まちのよさを生かした交流を進めるため、まちの魅力的な情報を提供し、広く内外の人にもそのよさを伝えることで、訪れたいまちをめざします。

【取り組みのあらまし】

- 1 外国籍住民を支援し、社会参加を進めます 5 東大阪市の魅力をつくり、発掘し、発信します
- 2 市民に多文化共生の大切さを伝えます 6
- 3 諸外国との交流、協力を進めます 7
- 4 交流の機会や場所を増やします 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 多くの国・地域や人の交流が盛んだと思う市民の割合	%			27									UP
2 国際情報プラザの多言語相談件数	人	1,145	1,319	1,022	973	792							人 960
3 国際交流や多文化理解に関するイベントの延べ参加者数	人	24,135	23,763	25,011	22,621	26,021							人 28,000

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 国際情報プラザ事業	A	A	B	B	C							人権文化部
2	2 国際化推進事業	B	B	B	B	A							人権文化部
3	5 東大阪市魅力アピール推進事業	A	B	A	A								経営企画部
4	5 観光振興事業	B	B	A	C	A							経済部
5	3 日新高等学校生徒短期交換留学事業	A	A										学校教育部
6	5 新たな観光まちづくり推進事業					A							経営企画
7	5 モノづくりのまちイメージアップ事業					-							経済部
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成27年度目標達成度別事業数		A	3	B	0	C	1	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

国際化の推進については、昨年度実施した各種イベントに延べ26,000人を超える多くの方にご参加いただいた。多文化共生や国際化への市民の理解についても進んでいるものと評価する。多くの外国籍住民の方が住まう本市の状況を十分勘案して、よりきめ細やかな対応や住民同士の理解、交流が進むよう、取り組みを継続してもらいたい。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第9節 **いくつになっても学べるまち**

【基本方針】

豊かな暮らしや充実した人生を送るため、市民が生涯を通して主体的に学び合い育ち合い、自らを高めていくことができるまちづくりを進めます。

そのため、市民が学べる「場所」や「機会」の提供や、「人材」に関する情報などを手に入れやすい生涯学習の環境づくりを進めます。また、市民自らが、あらゆる場所において、あらゆる機会を通じ、生涯にわたって楽しく学べるよう支援します。

【取り組みのあらまし】

- 1 生涯学習に関する情報を手に入れやすくします 5
- 2 利用しやすい生涯学習の場を提供します 6
- 3 参加しやすい学習機会を提供します 7
- 4 生涯学習を支える人材を発掘します 8

指 標	単位	実 績 値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 生涯学習活動が盛んだと思う市民の割合	%			27									UP
2 生涯学習に関する講座やイベントの延べ参加者数	人	715,212	808,419	830,016	835,185	未							人 873,000
3 市民一人当たりの図書貸し出し冊数	冊	3.94	3.87	3.90	3.80	3.87							冊 4.27

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 生涯学習推進事業	A	A	A	A	未							社会教育部
2	2 公共施設再編整備事業			C	B								経営企画部
3	2 図書館運営事業	A	A	A	A								社会教育部
4	3 国際識字年推進事業	A	A	B	A	A							社会教育部
5	3 連携7大学公開講座	A	A	B	A	C							社会教育部
6	2 市民会館等文化施設整備事業	C	B										社会教育部
7	2 永和図書館整備事業	C	B										社会教育部
8	2 公共施設再編整備事業（総合福祉センター再整備）					B							福祉部
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成27年度目標達成度別事業数		A	1	B	1	C	1	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

社会教育部については、留守家庭児童育成事業が法改正され、運営形態が大きく変わった訳だが、一定円滑に進んでいるということについては非常にいいことだと思う。また、社会教育というものは生涯教育の観点から、改めて何をやっていくのか考えないといけない。ぜひとも、昨日今日やってきたから明日もやるというのではなくて、社会教育部が担うべき仕事は何なのか、見返す必要がある。市長部局でも社会教育で担っているところをやれるようになってきた流れもあるが、一方で社会教育法という法律もあって、教育委員会、社会教育部がやるべき仕事を一度、まずは部内であるいは教育委員会で検討していくことを求める。

【様式3】

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第10節 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまち

【基本方針】

本市の未来を担う子どもたちの健康や学力、豊かな人権感覚、主体性や調和のとれた人間性を育み、子どもたちの人格の完成をめざします。  
 そのため、教職員の資質や能力の向上、教育環境の整備、安全な学校園づくりに努めるとともに、子どもたちがすくすく育つ環境づくりのため、地域や家庭の教育力を活性化し、学校園と連携して教育に取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 知・徳・体のバランスのとれた子どもを育みます 5
- 2 教育の質を向上させ、教育条件を整えます 6
- 3 子どもが安心して学校に通えるようにします 7
- 4 地域全体で子どもを育みます 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			37.1									UP
2 朝食を取っている児童・生徒の割合(上段:小6・下段:中3)	%	92.5	93.8	94.4	93.4	93.1							% 95.0
3 「愛ガード運動」の協力員数	冊	16,262	15,128	13,013	13,816	14,098							冊 18,000

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 本物の文化芸術にふれる機会の拡大	B	B	B	B	A							学校教育部
2	1 クラブ活動推進事業	B	B	B	B	A							学校教育部
3	1 食育推進事業(第2次食育推進計画)	A	A	A	A	A							学校教育部
4	1 英語教育推進事業	A	A	C	C	C							学校教育部
5	1 学びのトライアル事業	A	A	B	B	B							学校教育部
6	1 環境教育推進事業	B	B	C	C								学校教育部
7	1 学校園サポート事業	B	B	A	A								学校教育部
8	1 学校給食における食育の推進	C	A	A	A	A							教育総務部
9	1 中学校給食の実施			D	D								教育総務部
10	1 キャリア教育の推進事業			B	B								学校教育部
11	2 教育情報化推進事業	B	B	C	C								学校教育部
12	2 教職員研修・研究の充実	A	A	A	A	A							学校教育部
13	2 学校規模適正化事業	B	C	B	B	C							学校教育部
14	2 人権教育の推進	A	A	A	A								人権教育室
15	2 子ども・子育て支援事業計画の策定			A	A								学校教育部
16	2 児童用食器用具更新事業			A	A								教育総務部
17	3 小中学校耐震化事業	B	A	A	A	A							建築営繕室
18	3 特別支援教育推進事業	B	B	A	A	A							学校教育部
19	3 子ども安全安心推進事業	A	B	B	B	B							学校教育部
20	3 いじめ防止対策事業	A	A	C	B	B							学校教育部
平成27年度目標達成度別事業数		A	14	B	7	C	3	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

教育委員会は、子どもすこやか部との連携もあるが、東大阪市の子どもたちを東大阪市の中でどう育てていくか、ということについて、教育委員会だけではなく東大阪市全体で子どもたちを育てていく、という考え方を持つように求めておく。学校現場は確かに重要であるが、子どもを育てることについては、地域社会、あるいは国家全体で育てるという認識を持つように求めておく。

以前より、学力向上に取り組んでもらっているが、平成27年度の全国学力・学習状況調査では、一定の成果は見られたものの、平均正答率の向上という面においては依然として課題は残ったままである。一貫教育の実践も視野に入れ、学力向上対策について抜本的な見直しを行ってほしい。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第10節 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまち

【基本方針】

本市の未来を担う子どもたちの健康や学力、豊かな人権感覚、主体性や調和のとれた人間性を育み、子どもたちの人格の完成をめざします。  
 そのため、教職員の資質や能力の向上、教育環境の整備、安全な学校園づくりに努めるとともに、子どもたちがすくすく育つ環境づくりのため、地域や家庭の教育力を活性化し、学校園と連携して教育に取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 知・徳・体のバランスのとれた子どもを育みます 5
- 2 教育の質を向上させ、教育条件を整えます 6
- 3 子どもが安心して学校に通えるようにします 7
- 4 地域全体で子どもを育みます 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			37.1									UP
2 朝食を取っている児童・生徒の割合(上段:小6・下段:中3)	%	92.5	93.8	94.4	93.4	93.1							95.0
3 「愛ガード運動」の協力員数	冊	16,262	15,128	13,013	13,816	14,098							18,000

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	3 教育相談・発達相談の充実	A	B	A	B	B							学校教育部
2	3 教育支援センター(適応指導教室)事業	A	A	B	A	A							学校教育部
3	3 小学校の暑さ対策施設整備事業	A	A	A	A	A							教育総務部
4	3 収容対策事業	A	A	A	A								教育総務部
5	3 学校トイレ洋式化事業			A	A	B							教育総務部
6	3 学校施設安全対策等整備事業			B	A	A							教育総務部
7	3 幼稚園施設耐震化事業			A	-	-							教育総務部
8	3 老朽化プール改修事業			D	A	A							教育総務部
9	4 学校協議会の運営	A	A	B	A								学校教育部
10	4 学校施設の地域開放	C	A	C	B								教育総務部
11	4 総合的教育力活性化事業	C	C	A	A								社会教育部
12	1 学校園教育支援協力者活用事業	A	A										学校教育部
13	1 連携教育推進事業	A	A			C							学校教育部
14	1 日新高等学校生徒短期交換留学事業	A	A										学校教育部
15	2 二期制の検証・実施	C	C										学校教育部
16	3 大規模営繕・学校整備事業	B	B										教育総務部
17	3 高等学校整備事業	B	B										教育総務部
18	3 幼稚園舎整備事業	C	B										教育総務部
19	3 教材校用備品整備事業	B	B										教育総務部
20	3 幼稚園大型備品整備事業	B	B										教育総務部
平成27年度目標達成度別事業数		A		B		C		D					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第10節 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまち

【基本方針】

本市の未来を担う子どもたちの健康や学力、豊かな人権感覚、主体性や調和のとれた人間性を育み、子どもたちの人格の完成をめざします。  
 そのため、教職員の資質や能力の向上、教育環境の整備、安全な学校園づくりに努めるとともに、子どもたちがすくすく育つ環境づくりのため、地域や家庭の教育力を活性化し、学校園と連携して教育に取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 知・徳・体のバランスのとれた子どもを育みます 5
- 2 教育の質を向上させ、教育条件を整えます 6
- 3 子どもが安心して学校に通えるようにします 7
- 4 地域全体で子どもを育みます 8

指 標	単 位	実 績 値										目 標 値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			37.1									UP
2 朝食を取っている児童・生徒の割合（上段：小6・下段：中3）	%	92.5	93.8	94.4	93.4	93.1							% 95.0
3 「愛ガード運動」の協力員数	冊	16,262	15,128	13,013	13,816	14,098							冊 18,000

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	3 エコスクールの推進	A	A										教育総務部
2	3 学校用地取得事業	A	-										教育総務部
3	3 給食施設整備事業	B	B										教育総務部
4	3 いじめ防止対策推進事業	A	A			A							人権教育室
5	4 市内企業経営者が語る創業と会社運営					A							経営企画部
6	3 日新高校施設耐震化事業			A	-	A							教育総務部
7	3 学校施設における非構造部材の耐震化事業					B							教育総務部
8	2 幼稚園の特色化・サービスの充実					-							学校教育部
9	2 公共施設再編整備事業（教育センターその他整備）					B							学校教育部
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成27年度目標達成度別事業数		A	B	C	D								

【施策評価及び今後の取り組み方針】



平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第11節 青少年が健やかに育つまち

【基本方針】

青少年が自らに誇りを持ち、責任を自覚し、たくましく健やかに成長することは、市民すべての願いです。

そのため、青少年が関心を持てるような活動の場や機会を広めるとともに、保護者だけでなく地域の市民が協力して青少年の健全な育成を見守ることで、青少年が社会的に自立し、コミュニケーション能力や体力が向上するよう、青少年が健やかに育つまちづくりに取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 青少年の健全育成につながる情報提供、啓発を進めます 5
- 2 青少年の立場で活動の場や機会を提供します 6
- 3 青少年の健全育成を見守り、応援します 7
- 4 8

指 標	単位	実 績 値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 青少年が健やかに育つまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			24.0									UP
2 不良行為の補導件数	件	4,896	5,544	7,837	12,854	8,380							DOWN
3 青少年健全育成啓発事業の参加者数	人	100	190	300	350	300							UP

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 青少年健全育成推進事業	A	A	A	A								社会教育部
2	2 留守家庭児童育成事業	A	A	B	C	A							社会教育部
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成27年度目標達成度別事業数		A	1	B	0	C	0	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

留守家庭児童育成事業については、全52クラブにおいて、全土曜日の開設や、開設時間の延長を実施したことは評価する。引き続き、保護者のニーズに対応した運営を行ってほしい。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第12節 スポーツを楽しめるまち

【基本方針】

「ラグビーのまち東大阪」としてラグビーの持つイメージを生かし、スポーツに対する市民の関心や意欲を高め、市民生活に健康と豊かさをもたらすことができるよう、スポーツを楽しめるまちをつくります。

そのため、市民がスポーツへの関心を高めることができる、さまざまなスポーツを楽しむ機会を提供します。また、市民が安全で利用しやすい施設でスポーツを日常的に行えるようにします。そして、それらの機会を通じて、市民の健康づくりや青少年の健全な育成につなげます。

【取り組みのあらまし】

- 1 だれもが身近でスポーツに親しめる機会を提供します 5
- 2 安全で利用しやすい施設整備を進めます 6
- 3 「ラグビーのまち東大阪」のまちづくりを進めます 7
- 4 8

指標	単位	実績値										目標値		
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32		
1 生涯を通してスポーツを楽しめるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			33.1									▲	UP
2 市民スポーツ大会等の参加者数	人	64,339	59,093	58,971	47,056	42,579							▲	UP
3 東大阪アリーナの延べ利用者数	人	581,271	644,175	538,768	536,715	623,513							▲	UP

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名		
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	2 学校体育施設等開放事業	B	B	B	B									社会教育部
2	2 学校プール開放事業	A	A	B	B									社会教育部
3	3 ラグビーワールドカップ2019近鉄花園ラグビー場誘致事業	D	D	C	C									花園ラグビーWC 2019推進室
4	3 ふるさとづくり推進事業	B	B	A	B	A								花園ラグビーWC 2019推進室
5	3 大規模スポーツ施設運営補助事業	B	C	A	A									花園ラグビーWC 2019推進室
6	2 児童文化スポーツセンター改修事業	A	-											社会教育部
7	3 全国ラグビーフットボール大会支援事業	A	A											社会教育部
8	3 花園ラグビー場整備事業					B								
9	1 東体育館耐震化リニューアル事業					A								
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成27年度目標達成度別事業数		A	2	B	1	C	0	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

ラグビーワールドカップについては、花園ラグビー場の整備、また、関係部局と連携しての周辺整備があり、とりわけ財源の面で大変な状況はあるが、これはやっていかなければならないものである。もっとこのワールドカップと、ワールドカップがもたらすものについて、市民の皆様方に知っていただく工夫をすることと同時に、ラグビーというスポーツをもっと知っていただく。その事が観戦をしていただける人を増やし、結果として収益に繋がるわけであるので、このことについてしっかりと対応するよう求めておく。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第13節 健康で元気に暮らせるまち

【基本方針】

市民一人ひとりが、心も体も健康で生きがいを持って人生を送れるよう、健康で元気に暮らせるまちをつくります。

そのため、運動習慣や食生活の改善など規則正しい生活習慣を確立し、健康診査 やがん検診の受診など健康管理に対する意識を高め、生活習慣病の予防を進めます。また、地域保健対策や健康危機管理の拠点として保健所などの組織体制を確保し、感染症の予防と拡大防止や、心と体の健康づくりに取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- |                            |                          |
|----------------------------|--------------------------|
| 1 地域保健対策、健康危機管理対策を総合的に進めます | 5 特定疾患や呼吸器系疾患対策などを充実させます |
| 2 健康づくりや食育 に取り組む市民を増やします   | 6 心の健康づくりに取り組みます         |
| 3 疾病などの予防や早期発見に努めます        | 7                        |
| 4 感染症の予防と拡大防止に努めます         | 8                        |

指 標	単位	実 績 値										目標値		
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32		
1 心も体も健康で元気に過ごせるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			31.5									▲	UP
2 市民の平均寿命(男性・女性)	歳	79.0	79.0	79.0	79.0	78.9							▲	UP
3 胃がん検診の受診率	%	11.1	10.2	10.2	10.6	11.2							▲	% 15.0

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名		
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 健康危機管理対策	C	C	A	A	A								健康部
2	2 食育関係事業	A	A	A	A	A								健康部
3	2 健康トライ21 啓発事業	A	A	B	C	A								健康部
4	3 医療費適正化事業	D	D	C	C	C								市民生活部
5	3 健康増進事業(がん検診)	A	B	B	A	A								健康部
6	4 結核対策事業	A	B	A	A									健康部
7	4 予防接種事業	A	A	B	B									健康部
8	6 自殺予防対策事業	A	A	A	A	A								健康部
9	6 精神保健福祉対策事業	B	B	A	A	A								健康部
10	2 栄養改善業務	B	B											健康部
11	4 感染症対策事業	B	B											健康部
12	4 エイズ対策経費	A	A											健康部
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成27年度目標達成度別事業数		A	6	B	0	C	1	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

健康部において大きな課題は健康寿命をいかに平均寿命に近づけていけるか。平均寿命と健康寿命の差が約10年あると以前から言っているが、これをいかにゼロに近づけていけるか。このあたりは、やはり具体的な数値目標を立てながら取り組む必要があるのではないかと考えている。また、市立総合病院が10月1日から地方独立行政法人となり、指導担当等の窓口が健康部になるので、そういったことも踏まえ、今後の東大阪市の健康行政をどうしていくのかがこれから健康部には求められる。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第14節 安心して医療を受けられるまち

【基本方針】

命を守る保健・医療は、地域にとって掛け替えのないものです。保健・医療の関係機関だけでなく、患者や家族など市民みんなで医療を支え、市民が自らの状態に合った安全・安心な医療を受けることができるまちをつくります。そのため、医療の質を確保するとともに、近隣市との連携による救急の広域化や地域間での医療施設の連携、安心できる診療体制の構築を進めます。また、医療機関の適正な利用や薬の使用方法について、市民の理解を深めます。

【取り組みのあらまし】

- |                              |                    |
|------------------------------|--------------------|
| 1 地域の医療関係機関の連携によって医療体制を整備します | 5 医療相談窓口を充実させます    |
| 2 医療機関の適正な利用を進めます            | 6 薬についての健康教育を拡充します |
| 3 医療機関などへの検査や指導をより充実させます     | 7                  |
| 4 市立総合病院の設備や機能を充実させます        | 8                  |

指 標	単 位	実 績 値										目 標 値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 安心して医療を受けられるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			44.9									UP
2 病院への立ち入り検査で適合した項目の割合	%	98.1	98.0	98.0	97.0	97.0							UP
3 薬健康教育や薬物乱用防止講習の延べ参加者数	人	5,762	7,373	7,962	7,820	7,820							UP

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 小児初期救急広域運営事業	A	A	A	A	A							健康部
2	1 休日夜間二次救急診療体制運営事業	A	A	A	A	A							健康部
3	4 中河内救命救急センターとの連携強化			A	A								総合病院
4	4 がん診療の充実			A	A	A							総合病院
5	6 医薬品適正供給確保事業	B	B	B	C								健康部
6	6 危険ドラッグ等啓発事業	A	A	A	A	A							健康部
7	3 医療機関などへの立入検査、監視指導	B	B										健康部
8	4 高度医療機器整備事業	A	A										総合病院
9	4 総合病院増改築事業	A	A										総合病院
10	5 高齢者医療制度の円滑な実施	B	A										市民生活部
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成27年度目標達成度別事業数		A	4	B	0	C	0	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

健康部において大きな課題は健康寿命をいかに平均寿命に近づけていけるか。平均寿命と健康寿命の差が約10年あると以前から言っているが、これをいかにゼロに近づけていけるか。このあたりは、やはり具体的な数値目標を立てながら取り組む必要があるのではないかと考えている。また、市立総合病院が10月1日から地方独立行政法人となり、指導担当等の窓口が健康部になるので、そういったことも踏まえ、今後の東大阪市の健康行政をどうしていくのかがこれから健康部には求められる。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第15節 生活衛生が行き届いたまち

【基本方針】

生活の質を高め、市民が安全で快適な暮らしを送ることができるよう、生活衛生が行き届いたまちをつくります。そのため、食品関係、生活衛生関係施設などの監視指導などにより、食中毒や感染症、食品事故、飲料水などの健康危機の発生を防ぎます。もし被害が発生した場合には、被害拡大の防止に努め、復旧のための取り組みを行います。また、火葬場の改善なども進めます。

さらに、狂犬病予防と動物愛護の視点から、飼い犬や飼い猫の適正な飼育の在り方を広めます。

【取り組みのあらまし】

- |                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| 1 食品などの安全を確保します         | 5 飼い犬や飼い猫の適正な飼育を啓発します |
| 2 良好な生活環境を提供します         | 6                     |
| 3 保健衛生に関する試験検査機能を充実させます | 7                     |
| 4 斎場の改善に取り組みます          | 8                     |

指 標	単 位	実 績 値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 生活衛生が行き届いたまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			43.7									UP
2 食品衛生法に違反した食品の件数	件	1	0	0	0	2							DOWN
3 生活衛生関係施設の適正割合	%	88	89	89	90	89							% 95

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 食品安全衛生の強化	A	A	A	A								健康部
2	2 環境衛生対策の強化			B	B								健康部
3	3 環境衛生検査センター検査機器整備事業	-	C	A	A	-							健康部
4	4 斎場整備事業	-	A	B	B	B							健康部
5	5 動物指導管理業務	B	B	A	A								健康部
6	1 食品表示周知・取締り強化事業					B							健康部
7	5 狂犬病再上陸対応事業					B							健康部
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成27年度目標達成度別事業数		A	0	B	3	C	0	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

少子高齢化等により、火葬件数については増加傾向にあるが、市営斎場は老朽化が進んでいる。需要に対応できる対策は必要であり、現実的な整備手法を検討し、早い段階で方針を決定するよう求めておく。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第16節 みんなで支え合う福祉のまち

【基本方針】

すべての人が、互いに尊重し合い、支え合い、だれもが住み慣れた地域で安心して共に暮らすことができるまちをつくりまします。

そのため、地域住民、福祉関係者や団体、各種の専門機関などと連携して、身近な相談窓口の充実などサービスが利用しやすい仕組みをつくりまします。また、地域福祉の新たな担い手の育成やネットワークの構築など、地域における福祉環境・基盤づくりに取り組みまします。

【取り組みのあらまし】

- |                           |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| 1 地域で支え合う仕組みづくりを進めます      | 5 すべての人が生活しやすい環境を整備します   |
| 2 身近に相談しやすい環境をつくりまします     | 6 質の高い福祉サービスを利用できるようにします |
| 3 ネットワークによって地域福祉の課題を解決します | 7                        |
| 4 地域福祉の担い手づくりを進めます        | 8                        |

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 みんなで支え合う福祉のまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			32.7									UP
2 民生委員・児童委員による相談・支援件数	人	29,796	31,209	24,509	24,866	未							人 41,300
3 小地域ネットワーク活動	件、人	316,875 92,784	342,062 89,869	356,637 88,779	371,155 101,088	357,510 104,213							件、人 28,000、74,000

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 避難行動要支援者助け合い事業	A	B	A	A	C							福祉部
2	2 コミュニティソーシャルワーカー配置事業	A	A	A	A	A							福祉部
3	3 小地域ネットワーク活動推進事業	A	A	B	A	A							福祉部
4	3 ふれあい収集事業			C	B	B							環境部
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成27年度目標達成度別事業数		A	2	B	1	C	1	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

福祉部については、地域包括ケアは、地域の中で福祉というものをどう考えて、どう取り組んでいくかということ。地域の市民の皆さんも熱心にやっという意欲を強く感じる。当然、その意欲を我々が十分に受け止めることも大事である。先週末、地域で夏のイベントをされているところに行ったが、その福祉委員長から、「東大阪市でこれほどまでに、地域福祉ということがたくさんのお礼を言われるのは嬉しい半面、前段の知らなかったという点は申し訳なかったと感じた。ぜひとも地域の中で色々な仕組みづくりをやっているの、東大阪市がやっているメニューをしっかりと情報伝達できるよう一層の工夫を求めておく。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第17節 安心して子どもを生み、育てられるまち

【基本方針】

子どもを慈しむとともにいとしく思い、子育てを喜び、子どもの健やかな成長を願う気持ちは、だれもが持っています。安心して出産、子育てができる環境づくりによって、子どもを育てる喜びが実感でき、すべての子どもの健やかな成長と、子どもの権利が尊重され、子どもの生きる力や夢を育むことができるまちをめざします。

【取り組みのあらまし】

- |                         |                          |
|-------------------------|--------------------------|
| 1 地域全体で子育てを見守ります        | 5 すべての人が生活しやすい環境を整備します   |
| 2 子どもと親の健やかな心と体づくりを進めます | 6 質の高い福祉サービスを利用できるようにします |
| 3 だれもが安心できる育児環境を整備します   | 7                        |
| 4 一人親家庭の子育てを応援します       | 8                        |

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 安心して子どもを生み、育てることができるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			31.3									UP
2 子育て支援事業の延べ利用者数	人	95,000	153,091	205,064	233,970	234,309							人 130,000
3 保育所の入所待機児童数	人	192	214	230	284	206							人 0

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 地域子育て支援センター事業	A	A	B	A	A							子どもすこやか部
2	1 児童育成地域活動事業	A	A	A	A	A							子どもすこやか部
3	2 子ども医療費助成事業	A	A	A	A								市民生活部
4	2 児童虐待防止事業	B	C	A	B	A							子どもすこやか部
5	2 児童発達支援相談事業			B	A								子どもすこやか部
6	2 母子保健事業	B	B	B	B								健康部
7	3 民間保育所施設整備補助事業	C	C	D	D								子どもすこやか部
8	3 子ども・子育て支援事業計画の策定			A	A								子どもすこやか部 学校教育部
9	4 母子自立支援事業	A	A	A	B								子どもすこやか部
10	4 母子家庭等対策総合支援事業	A	A	A	A								子どもすこやか部
11	1 地域子育て支援センター整備事業	A	A	A		A							子どもすこやか部
12	2 思春期保健対策事業	A	A										健康部
13	2 健診時育児支援・虐待対応サポート事業	A	A										健康部
14	2 親子支援プログラム事業					A							子どもすこやか部
15	3 民間教育・保育施設整備事業					A							子どもすこやか部 学校教育部
16	3 地域子育て支援事業の充実					A							子どもすこやか部 学校教育部
17	3 公立教育・保育施設整備事業					A							子どもすこやか部 学校教育部
18	4 母子施設機能確保事業					-							子どもすこやか部
19	2 妊娠・育児支援メール配信事業					B							健康部
20	2 産後ケア事業					A							健康部
平成27年度目標達成度別事業数		A	9	B	1	C	0	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

子どもすこやか部については、待機児童の解消という大きな課題がある。ここはもっと今ある資源を利用してできないのか、新しい施設を作らなくても、すでにある民間施設等をもっと活用して、待機児童の解消、あるいは市民から求められている一時預かり、これらをもっと気軽に近場でできるようにならないといけない。在宅で育児をされている家庭に対して、どうサービスを提供できるか。あるいは、東大阪市がやっている市全体の情報を、在宅育児をされている家庭に、どう提供できるかということも大事な仕事であるので、しっかりと取り組むよう求めておく。

【様式3】

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第18節 高齢者が生きがいを持って暮らせるまち

【基本方針】

超高齢社会が到来し、多くの高齢者が地域で暮らす時代となる中、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、身近で信頼できる相談窓口を整えます。また、介護が必要な高齢者や認知症の高齢者の生活を支える介護サービスを確保し、地域で支え合うネットワークづくりに取り組みます。  
さらに、高齢者の健康づくりや介護予防活動を進めるとともに、これまでに培った知識や経験が地域社会のために生かされるなど、高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らせるよう支援します。

【取り組みのあらまし】

- 1 地域生活と自立を支える仕組みづくりを進めます
- 2 高齢者の健康づくりと介護予防を進めます
- 3 高齢者の生きがいづくりを応援します
- 4 高齢者の尊厳を守り、支えます
- 5 介護保険制度を適正に管理運営します
- 6
- 7
- 8

指標	単位	実績値											目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32		
1 高齢者が安心し、生きがいを持って暮らせるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			39.6										UP
2 地域包括支援センター・在宅介護支援センターの相談件数	件	36,238	35,700	37,000	36,100	35,980								人 47,500
3 介護予防事業の延べ参加者数	人	13,121	13,255	20,978	30,870	31,448								人 30,000

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価											実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 地域包括支援センターの機能強化	A	B	B	B	B								福祉部
2	1 街かどデイハウス運営事業	B	A	B	B									福祉部
3	1 ひとり暮らし高齢者実態把握事業	B	B	D	B									福祉部
4	1 地域支え合い体制づくり事業			A	B	B								福祉部
5	2 介護予防事業	C	C	A	A									福祉部
6	2 介護予防事業			D	D									健康部
7	4 高齢者虐待防止事業	A	A	A	A	A								福祉部
8	5 介護基盤の整備(社会福祉施設等整備費補助事業)	A	A	B	B									福祉部
9	5 介護給付適正化事業	A	B	D	B	B								福祉部
10	1 食の自立支援事業	B	B											福祉部
11	1 緊急通報装置レンタル事業	B	B											福祉部
12	1 訪問理美容サービス事業	D	C											福祉部
13	1 敬老事業	B	B											福祉部
14	1 高齢者ふれあい入浴事業	B	B											福祉部
15	1 家族介護者の支援	D	D											福祉部
16	1 老人福祉施設等施設整備補助事業(養護・軽費老人ホーム)	—	A											福祉部
17	2 はり・きゅう等施術事業	B	C											福祉部
18	2 老人センター介護予防事業	D	C											福祉部
19	2 老人クラブ活動助成事業	B	C											福祉部
20	3 福祉農園設置事業	B	B			A								福祉部
平成27年度目標達成度別事業数		A	2	B	3	C	0	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

地域包括ケアシステムを構築していくうえで、地域包括支援センターは、そのコーディネイト役となるもので、より地域と連携した高齢者の支援に取り組むため、平成27年度は担当地域の見直しを行った。それに伴い、平成28年度からは22か所に増設し、より細やかな相談体制となった。今後も高齢者の方々が住み慣れた地域でできるだけ生活を続けられるようにスピード感をもって、市民にわかりやすい地域包括ケアシステムを構築してもらいたい。



平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第18節 高齢者が生きがいを持って暮らせるまち

【基本方針】

超高齢社会が到来し、多くの高齢者が地域で暮らす時代となる中、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、身近で信頼できる相談窓口を整えます。また、介護が必要な高齢者や認知症の高齢者の生活を支える介護サービスを確保し、地域で支え合うネットワークづくりに取り組みます。

さらに、高齢者の健康づくりや介護予防活動を進めるとともに、これまでに培った知識や経験が地域社会のために生かされるなど、高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らせるよう支援します。

【取り組みのあらまし】

- 1 地域生活と自立を支える仕組みづくりを進めます
- 2 高齢者の健康づくりと介護予防を進めます
- 3 高齢者の生きがいづくりを応援します
- 4 高齢者の尊厳を守り、支えます
- 5 介護保険制度を適正に管理運営します
- 6
- 7
- 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 高齢者が安心し、生きがいを持って暮らせるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			39.6									UP
2 地域包括支援センター・在宅介護支援センターの相談件数	件	36,238	35,700	37,000	36,100	35,980							人 47,500
3 介護予防事業の延べ参加者数	人	13,121	13,255	20,978	30,870	31,448							人 30,000

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	5 スプリンクラー整備事業	A	-										福祉部
2	5 介護相談員派遣事業	B	B										福祉部
3	2 介護予防・日常生活総合支援事業					B							
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

平成27年度目標達成度別事業数	A	0	B	1	C	0	D	0
-----------------	---	---	---	---	---	---	---	---

【施策評価及び今後の取り組み方針】

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第19節 障害のある人が自立して生活できるまち

【基本方針】

障害のある人が生活しやすいまちは、すべての人にとって生活しやすいまちです。障害のある人のあらゆる権利や自由が確保され、家庭や地域社会の中で自立した生活ができるまちづくりをめざします。そのため、障害のある人の生涯を通じ、成長の段階に応じた療育・就労・生活支援サービスをはじめとした基盤整備を進め、相談しやすい環境づくりや関係機関の連携などで、障害のある人の生活の安全・安心機能を高めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 障害のある人への理解と地域の交流を進めます 5
- 2 障害のある人が自立した生活ができるよう支援します 6
- 3 障害者教育や療育サービスを充実させます 7
- 4 障害のある人の就労や保健・医療を支えます 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 障害のある人が家庭や地域社会の中で自立して生活できるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			27.1									UP
2 障害福祉サービスの利用率	%	80.1	65.0	72.8	75.6	72.3							80.0
3 療育センター内診療所の延べ受診者数	人	10,438	11,045	11,091	11,138	10,268							18,000

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 障害者理解啓発事業			C	C	C							福祉部
2	1 障害者虐待の防止			B	A	B							福祉部
3	2 障害者地域生活支援事業	A	B	B	A								福祉部
4	2 住宅改造助成事業	B	C	B	C								福祉部
5	2 社会福祉施設等施設設備整備費補助事業	C	A	A	D								福祉部
6	2 在宅心身障害者(児)短期入所事業	A	B	A	B	A							福祉部
7	2 障害者ケアホーム運営安定化事業	B	A	A	A								福祉部
8	3 新障害児者支援拠点施設整備事業	A	A	B	B	B							福祉部・子どもすこやか部
9	3 障害の発達支援にかかる給付・児童相談事業			A	A								子どもすこやか部
10	3 発達障害支援事業			B	B								子どもすこやか部
11	4 ジョブライフサポーター派遣事業	A	A	C	C								福祉部
12	2 障害者自立支援にかかる給付	A	A										福祉部
13	2 コミュニケーション支援事業	B	C										福祉部
14	2 成年後見支援センター事業	A	A										福祉部
15	3 児童デイサービス事業	A	A										子どもすこやか部
16	4 介護タクシー補助事業	C	A										福祉部
17	2 障害者グループホーム運営安定化事業					A							福祉部
18													
19													
20													
平成27年度目標達成度別事業数		A	2	B	2	C	1	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

新障害児者支援拠点施設整備については、平成29年度当初の開設に向けて、ハード整備はもちろんのこと、施設運営に関するソフト面について、関係機関との最終調整を十分に行い、利用者の方々に必ず満足いただける施設として整備するよう求めておく。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第20節 生活自立相談や支援が受けられるまち

【基本方針】

すべての人が健康で文化的な最低限度の生活を営むことは、憲法で保障された権利の一つです。そのため、支援を必要とする人が自立した生活を営めるよう、利用できる支援内容についての情報を入手し、必要な支援が受けられる環境を整備します。また、高齢者の生活が安定するよう、国民年金制度の手続きなどについて、市民の身近な窓口となります。

【取り組みのあらまし】

- 1 低所得者世帯などの生活自立を応援します 5
- 2 生活保護を適正に実施します 6
- 3 国民年金制度のサービス内容を分かりやすく発信します 7
- 4 8

指 標	単位	実 績 値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 生活自立相談や支援が受けられるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			26.8									UP
2 福祉事務所で実施している就労支援相談の件数	件	1,900	2,280	2,656	3,048	3,127							1,300 件
3 就労支援相談によって自立した人の割合	%	9.6	2.3	4.4	4.0	7.1							20.0 %

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	2 生活保護適正実施推進事業	B	B	B	B	B							福祉部
2	1 生活困窮者支援事業					A							福祉部
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成27年度目標達成度別事業数		A	1	B	1	C	0	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

生活困窮者支援事業は平成27年度から開始されているが、相談者数については目標を大きく上回っている。重要なのは相談者のその後であり、きちんと相談者が自立できるよう事業を実施する必要がある。今年度は新たに就労準備支援事業も実施すると聞いているので、しっかりと準備し、関係機関と連携して事業を実施してもらいたい。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第4部 第21節 モノづくりが元気なまち

【基本方針】

本市の工業が発展することは、市の発展のみならず、日本の製造業の発展にもつながっています。市内製造業の付加価値をさらに高め、次の世代に対しても優れた経営資源を継承できるようにするとともに、全国でも有数の企業集積の強みを生かした、モノづくりが元気なまちをつくります。

そのため、既存技術の改良だけでなく、新しい技術や製品の開発を積極的に支援するとともに、それらを担う人材の育成、確保や、市内製造品の販売促進、他都市や地域との交流を進めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 モノづくり企業の高付加価値化を支援します 5
- 2 「モノづくりのまち東大阪」を次の世代に引き継ぎます 6
- 3 モノづくり企業の販路開拓を応援します 7
- 4 地域経済の連携、交流に取り組みます 8

指標	単位	実績値										目標値		
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32		
1 市内のモノづくり企業が元気だと思う市民の割合	%			50.2									▲	UP
2 東大阪ブランド認定製品数	製品	129	135	137	131	131							▲	UP
3 従業者一人当たりの粗付加価値額	万円	866	831	852	834	不明							▲	UP

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名		
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 知的財産支援事業	D	D	D	D	D								経済部
2	1 東大阪デザインプロジェクト事業	A	C	D	B	A								経済部
3	1 産業技術支援センター整備事業	A	A	A	A	A								経済部
4	1 高付加価値化支援事業			C	A	A								経済部
5	2 次世代モノづくり啓発事業	A	A	B	A	A								経済部
6	3 東大阪ブランド推進機構補助事業	B	B	B	B	A								経済部
7	3 東大阪技術交流プラザ事業	B	B	A	A	A								経済部
8	3 国内外販路拡大事業	C	A	A	B	A								経済部
9	4 中小企業都市連絡協議会事業	A	A	A	A									経済部
10	1 環境ビジネス関連事業	A	A											経済部
11	1 モノづくり研究活性化事業	D	D											経済部
12	1 東大阪市製品化促進事業	D	C											経済部
13	2 産業技術支援センター整備事業(技術研修)	B	B											経済部
14	2 ものづくり人材の育成	C	B											学校教育部
15	4 都市間交流支援事業	B	A											経済部
16	2 キャリア教育の推進事業			B	B	A								学校教育部
17														
18														
19														
20														
平成27年度目標達成度別事業数		A	8	B	0	C	0	D	1					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

今年から始めた医工連携や今まで取り組んできたデザインプロジェクトなど、できるだけ多くの企業に参加を頂ける取組みがあるが、東大阪市の商売をされている方でも、なかなか遠慮がちで、役所は敷居が高いという声も多く聞くので、市がやっている多くの事業メニューについて、ぜひとも積極的に参加をいただけるよう、経済部として努力するよう求めておく。

産業財産権活用事業補助金の利用条件緩和に伴い、問い合わせ件数は増加している。一方で、補助金の概要を理解してもらえていないことが多く、申請にまで至らないケースが大多数である。もっと認知度を上げていくことを求める。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

x 4 部  
第 22 節 買い物しやすいまち

【基本方針】

日々の買い物が身近でできる商店は、市民生活にとって無くてはならないものです。商店街を中心とした商業集積地域の魅力を高めることによって、市民が買い物しやすく、買い物に訪れたいくなる、にぎわいのあるまちをつくりたい。

そのため、商業集積地の魅力づくりに取り組むとともに、商店街に人が集まり、安心して快適に買い物ができるよう支援します。

【取り組みのあらまし】

- 1 特色ある商業集積地づくりを支援します 5
- 2 「元気な店舗グループ」の活動を支援します 6
- 3 地域資源の活用で集客力を強化します 7
- 4 安心して快適に買い物ができる環境づくりを進めます 8

指 標	単位	実 績 値										目標値		
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32		
1 だれでも不自由なく買い物できるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			49.7									▲	UP
2 「元気な店舗グループ」支援の対象数	件	1	1	1	0	1							▲	件5
3 市内で買い物をした市民の割合(顧客流出入比率)	%	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7							▲	UP

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名		
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 地域密着型支援事業	B	D	C	C	B								経済部
2	1 空き店舗活用促進事業	C	C	A	A	A								経済部
3	1 商業振興コーディネーター事業	A	A	A	A	C								経済部
4	1 高齢者に優しい商店街づくり事業			C	C	C								経済部
5	1 商店街コンシェルジュ事業			A	A	D								経済部
6	2 元気グループ推進支援事業	A	A	C	D	A								経済部
7	2 個店経営者育成セミナー事業	C	B	B	B	B								経済部
8	4 共同施設設置助成事業	A	A	A	A	A								経済部
9	3 地域資源活用・広域集客型支援事業	D	C											経済部
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成27年度目標達成度別事業数		A	3	B	2	C	2	D	1					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

地域商業の活性化は、市全体の経済活性化に直結する非常に重要な事柄である。市内にはいくつもの商店街があり、大型小売店舗も立地していることから、市外から買い物客を呼び込める仕組みづくりを通じて、商業圏としての市の魅力を高められるよう、検討を進めていくよう求めておく。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第4部 第23節 農業と農地空間を大切にすま

【基本方針】

安全で安心できる農産物の提供や地産地消、食育を通じて、都市農業を身近に感じ、農業と農地空間を大切にすまをつくりま。

農業の持続と、都市の貴重な緑地である農地空間の保全のため、次世代の担い手を育成していくとともに、農業と農地空間の持つ公益的な役割をさらに発展、拡大しま。

【取り組みのあらまし】

- 1 安全で新鮮な農産物を消費者に届けま
- 2 東大阪市の特産物を地域ブランドとして発信しま
- 3 農業と農地空間の担い手を育てま
- 4 農地空間の持つ価値や機能を生かしま
- 5 有害鳥獣被害への対策を進めま
- 6
- 7
- 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 農業と農地空間を大切にすまづくりが進められていと思市民の割合	%			22.8									UP
2 農地面積	ha	242	242	239	234	222							ha 258
3 大阪府が認定したエコ農業者数	人	143	161	180	189	204							人 100

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 農業啓発推進事業	A	A	A	A	A							経済部
2	1 学校給食における食育の推進	C	A	A	A								教育総務部
3	3 都市農業活性化農地活用事業	B	B	B	B	A							経済部
4	4 ファーム花いっぱい咲かそう事業	D	D	D	B	B							経済部
5	4 五個水路改修事業	A	B	A	A								土木部
6	5 有害鳥獣捕獲対策事業	A	A	C	C								経済部
7	2 農産物展示品評会事業	A	A										経済部
8	4 農業用排水路維持管理補助金	A	A										土木工営所
9	4 六郷水路改修事業					-							土木部
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成27年度目標達成度別事業数		A	2	B	1	C	0	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

農業施策については、市内にエコ農産物がこれだけあるのだから、東大阪野菜を使った取組みが何かできれば面白いと思。安定供給などの面で難しい点もあると思が、市内の農政発展のため検討してもらいたい。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第4部 第24節 産業活動にとって魅力のあるまち

【基本方針】

産業の集積は、本市の発展の基盤であることから、モノづくりをはじめとするすべての産業活動が安定して続けられるよう、産業活動にとって魅力のあるまちづくりを進めます。

そのため、住宅と工場が共生しながら操業が続けられるような環境づくりや、金融面からの企業活動の支援、産業活動に役立つ情報提供を通じて、地域産業を総合的に支援します。

【取り組みのあらまし】

- 1 居住環境と工場の操業環境の共生を進めます 5
- 2 金融面から産業活動を支援します 6
- 3 経済施策情報を分かりやすく発信します 7
- 4 クリエイション・コア東大阪を有効に活用します 8

指標	単位	実績値										目標値		
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32		
1 産業活動にとって魅力あるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			32.8									▲	UP
2 クリエイション・コア東大阪総合相談窓口の利用件数	件	8,475	10,803	10,100	9,962	10,510							▲	件 5,000
3 立地促進補助金の対象件数	件	12	13	6	4	5							▲	件 40

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名		
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 モノづくり立地促進補助事業	A	A	D	A									経済部
2	1 住工共生のまちづくり事業			D	A	C								経済部
3	2 中小企業融資事業	B	A	A	A	A								経済部
4	3 東大阪市技術交流プラザ事業	B	B	A	A									経済部
5	3 情報提供総合コーディネート事業	C	C	A	A	B								経済部
6	4 クリエイション・コア東大阪活用促進事業	B	B	A	B									経済部
7	1 集合工場建設事業	D	D											経済部
8	3 ビジネスセミナー開催事業	C	A											経済部
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成27年度目標達成度別事業数		A	1	B	1	C	1	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

住工共生は市全体のこととして考えていかなければならない。今後も東大阪市が東大阪市であり続けるため、今後もやり続けていかなければならない。そのことは他部局も分かっているが、なかなか一枚岩にならない場面がいくつも見受けられる。住工共生の必要性について他部局も含めて市全体で共有する努力をする必要があり、その努力は市としての仕組みとして取り込んでいく必要がある。経済部が主導して進めていくよう求める。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第4部 第25節 雇用が安定し、働きやすいまち

【基本方針】

雇用が安定することによって生活が安定し、仕事を通じた社会貢献や生きがいを感じることで暮らしが充実します。また、社会の発展にとって雇用の安定は欠かすことのできない要素です。

そのため、勤労者の職業能力を向上させるとともに、雇用の安定に努め、若者や就職困難者が安定して就業し、高齢者が生きがいを持って働くことができるまちをつくります。また、勤労者が健康で充実して働くことができ、働きがいのある労働環境を整備します。

【取り組みのあらまし】

- 1 働きがいのある労働環境づくりを支援します 5 高齢者の生きがい就労を応援します
- 2 安心して働ける労働環境づくりを支援します 6
- 3 若者の就業を応援します 7
- 4 就職に困っている人の雇用を促します 8

指 標	単位	実 績 値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 雇用が安定し、働きやすいまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			21.8									UP
2 労働・就労支援相談の件数	件	372	317	435	480	475							1,000 UP
3 ハローワーク布施の有効求人倍率 (大阪府内の有効求人倍率)	倍率	0.52 0.68	0.61 0.81	0.75 1.01	0.88 1.12	0.96 1.24							UP

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	2 ワークサポート事業	A	A	B	B	A							経済部
2	3 若年者等就業支援事業	D	C	D	D	D							経済部
3	3 若年者等トライアル雇用事業	B	C	C	D	D							経済部
4	4 就労困難者就労支援事業	A	A	A	C	B							経済部
5	1 勤労者福祉サービスセンター運営補助事業	B	B										経済部
6	1 東大阪市優良社会貢献事業所・従業員表彰事業	C	C										経済部
7	4 雇用開発センター運営補助事業	D	D										経済部
8	5 シルバー人材センター運営補助事業	A	A										経済部
9	2 市内企業と学生、女性の就職マッチング事業					A							
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成27年度目標達成度別事業数		A	2	B	1	C	0	D	2				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

就労支援については、ヴェル・ノール布施の4階に新たに就労相談窓口を設ける予定をしており、同じフロアにハローワークも移転してくることから、連携した相談体制を構築できるよう、しっかりと取り組みを進めてもらいたい。



平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第4部 第26節 消費者が守られるまち

【基本方針】

安全で安心な消費生活ができるよう、消費者が守られるまちをつくります。そのため、消費生活センターが地域の中核的な役割を担うとともに、消費者が意識を高め、自ら行動できるよう取り組みます。また、消費者が安定的に安心して生活物資を購入できるよう努めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 安全で安心な消費生活ができるようにします 5
- 2 消費者の自立を支援します 6
- 3 環境にやさしい運動を進めます 7
- 4 生活関連物資を安定的に供給できるようにします 8

指標	単位	実績値										目標値		
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32		
1 消費者が守られるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			27.5									▲	UP
2 商品量目立入検査で適正であった商品の割合	%	100	98.3	100	100	100							▲	UP
3 消費生活に関する相談のあっせん解決率	%	91.8	91.3	93.7	91.0	90.6							▲	% 100

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名		
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 多重債務者対策事業	D	D	D	D									市民生活部
2	1 消費生活相談事業	B	B	B	B	B								市民生活部
3	2 消費生活啓発事業	A	A	A	A	A								市民生活部
4	1 地方消費者行政活性化基金事業	A	D											市民生活部
5	1 多重債務者対策庁内連絡会	A	A											市民生活部
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成27年度目標達成度別事業数		A	1	B	1	C	0	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

高齢者を狙った詐欺まがいの事案が後を絶たない。それらを未然に防止できるように、また、事案が発生した場合には被害が拡大しないよう、関係部局でしっかりと連携し、啓発や防止に努めてもらいたい。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第27節 危機や災害への備えが万全なまち

【基本方針】

危機や災害は突然やって来ます。いざという時に市民の生命や体、財産を守り、被害を最小限にとどめ、早期の復旧を行うため、また、避難生活を少しでも安定して過ごせるよう、日ごろからの備えが万全なまちにします。

そのため、さまざまな事態を想定した危機管理体制を整備します。また、市民の自主的な活動を支援することで地域の安全を守るようにします。

さらに、消防力の強化、防災拠点の整備、都市基盤の整備や耐震化などにより、災害に強い住まい

【取り組みのあらまし】

- 1 危機管理体制を整えて、いざという時に備えます
- 2 地域における防災・防火・防犯に向けて取り組みます
- 3 消防力を強化し、市民生活を守ります
- 4 都市基盤の耐震化、避難所整備を進めます
- 5 水害や土砂災害からまちを守ります
- 6 国民保護体制を整えて、万一来襲に備えます
- 7
- 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 危機や災害への備えが万全なまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			30.5									UP
2 雨水増補管の整備率	%	77.0	79.7	80.0	85.0	89.0							92.0%
3 市庁舎、保健所などの市の防災関連建築物の耐震化率	%	88.1	88.3	89.0	90.3	100							100%

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 危機管理体制整備事業	A	A	D	D								危機管理室
2	1 大阪府防災行政無線再整備事業			—	A								危機管理室
3	2 自主防災組織活動支援事業	B	D	A	C	C							危機管理室
4	2 青色防犯パトロール事業			A	A								危機管理室
5	2 防犯灯設置費補助事業	A	A	C	A	B							協働のまちづくり部
6	2 地域安全センター設置事業			D	D								協働のまちづくり部
7	2 青色防犯パトロール活動支援事業			A	A	A							協働のまちづくり部
8	2 防犯カメラ設置費補助事業			A	A	B							協働のまちづくり部
9	2 街頭犯罪防止啓発事業			A	A	A							協働のまちづくり部
10	3 消防出張所耐震化整備事業	A	A	A	A								消防局
11	3 消防署建替事業	D	A	A	A	A							消防局
12	3 消防団車両整備事業	A	A	—	D	D							消防局
13	3 消防団屯所整備事業	C	C	A	A	C							消防局
14	3 震災対策事業			A	A								消防局
15	3 救急隊整備事業			A	A								消防局
16	3 救急救命士養成・高度化事業	A	A	A	A	A							消防局
17	3 消防車両整備事業	A	A	A	D	D							消防局
18	3 高規格救急車整備事業	A	A	A	A	A							消防局
19	3 小型動力ポンプ・林野火災用可搬ポンプ整備事業	A	A	A	D	C							消防局
20	3 呼吸機器整備事業	A	A	A	A	A							消防局
平成27年度目標達成度別事業数		A	19	B	2	C	3	D	2				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

災害対策については、常に、万が一の時にどう動けばいいのかを確認しておかなければならない。避難所の担当職員も、もちろんその避難所には行っているだろうが、常に、ちゃんと鍵が開くのかとか、停電でも鍵を開ける方法があるのかとか、少なくとも懐中電灯くらいは持っていかなければならないのかとか、その辺まで含めて、それぞれの部署できっちりとどう動けばいいのかというマニュアルの確認と、そのマニュアルを動かせるかどうかについて、必ず点検しておくよう求めておく。

救急救命士、高度医療（気管挿管）行為認定救命士においては、目標に近い人数を養成できている。高度化する救急需要に対応するため、高度な知識と技術をもった救急救命士を計画的に養成していくことを求めておく。

また、救急救命士養成候補者の学習状況確認及び教育の継続は基より、救急資格者の技術向上を図ることも求めておく。

あわせて、救急隊の整備については、高齢化の進展によりますます救急需要が高まることが懸念されるため、消防局内部において新たな運用方法の構築も含め、今後を見据えた整備及び計画を実施していくことを求める。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第27節 危機や災害への備えが万全なまち

【基本方針】

危機や災害は突然やってくる。いざという時に市民の生命や体、財産を守り、被害を最小限にとどめ、早期の復旧を行うため、また、避難生活を少しでも安定して過ごせるよう、日ごろからの備えが万全なまちにします。

そのため、さまざまな事態を想定した危機管理体制を整備します。また、市民の自主的な活動を支援することで地域の安全を守るようにします。

さらに、消防力の強化、防災拠点の整備、都市基盤の整備や耐震化などにより、災害に強い住まい

【取り組みのあらまし】

- |                            |                        |
|----------------------------|------------------------|
| 1 危機管理体制を整えて、いざという時に備えます   | 5 水害や土砂災害からまちを守ります     |
| 2 地域における防災・防火・防犯に向けて取り組みます | 6 国民保護体制を整えて、万一来襲に備えます |
| 3 消防力を強化し、市民生活を守ります        | 7                      |
| 4 都市基盤の耐震化、避難所整備を進めます      | 8                      |

指標	単位	実績値										目標値		
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32		
1 危機や災害への備えが万全なまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			30.5									▲	UP
2 雨水増補管の整備率	%	77.0	79.7	80.0	85.0	89.0							▲	92.0%
3 市庁舎、保健所などの市の防災関連建築物の耐震化率	%	88.1	88.3	89.0	90.3	100							▲	100%

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名		
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	3 消防救急無線デジタル化整備事業	A	A	A	A									消防局
2	4 備蓄物資整備事業	A	A	A	A	A								危機管理室
3	4 公共施設再編整備事業			C	B									経営企画部
4	4 小中学校耐震化事業	B	A	A	A									建築部
5	4 市有建築物の計画的な耐震化促進	A	C	A	A	A								建築部
6	5 土砂災害防止対策事業	C	D	A	D	A								財務部
7	5 貯留浸透事業	A	A	A	B	A								土木部
8	5 都市基盤河川改修事業(大川)	B	B	B	A	A								土木部
9	5 急傾斜地崩落危険箇所等パトロール事業			A	A									土木部
10	5 雨水増補管事業	A	B	A	A	A								下水道部
11	1 防災情報通信ネットワーク事業	D	D	A										危機管理室
12	1 防災センター整備事業			A										危機管理室
13	1 地域防災計画の推進	D	D											危機管理室
14	2 防犯等維持管理費補助事業	A	A											協働のまちづくり部
15	3 防火水槽整備事業	A	A											消防局
16	3 消防局・中消防署庁舎整備事業	A	A											消防局
17	2 防災力向上事業					A								危機管理室
18	5 地域版ハザードマップ作成事業					A								危機管理室
19	4 公共施設再編整備事業(新旭町庁舎整備)					A								
20	4 公共施設再編整備事業(東部地域仮設庁舎整備)					A								
平成27年度目標達成度別事業数		A		B		C		D						

【施策評価及び今後の取り組み方針】

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第27節 危機や災害への備えが万全なまち

【基本方針】

危機や災害は突然やって来ます。いざという時に市民の生命や体、財産を守り、被害を最小限にとどめ、早期の復旧を行うため、また、避難生活を少しでも安定して過ごせるよう、日ごろからの備えが万全なまちにします。

そのため、さまざまな事態を想定した危機管理体制を整備します。また、市民の自主的な活動を支援することで地域の安全を守るようにします。

さらに、消防力の強化、防災拠点の整備、都市基盤の整備や耐震化などにより、災害に強い住まい

【取り組みのあらまし】

- |                            |                     |
|----------------------------|---------------------|
| 1 危機管理体制を整えて、いざという時に備えます   | 5 水害や土砂災害からまちを守ります  |
| 2 地域における防災・防火・防犯に向けて取り組みます | 6 国民保護体制を整えて、万一来います |
| 3 消防力を強化し、市民生活を守ります        | 7                   |
| 4 都市基盤の耐震化、避難所整備を進めます      | 8                   |

指 標	単 位	実 績 値										目 標 値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 危機や災害への備えが万全なまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	/	/	30.5	/	/						▲	UP
2 雨水増補管の整備率	%	77.0	79.7	80.0	85.0	89.0						▲	% 92.0
3 市庁舎、保健所などの市の防災関連建築物の耐震化率	%	88.1	88.3	89.0	90.3	100						▲	% 100

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 浸水地消毒対策事業	/	/	/	/	A							健康部
2	3 高機能消防指令センター整備事業	/	/	/	/	A							消防局
3	4 市民会館除却整備事業	/	/	/	/	A							社会教育部
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

平成27年度目標達成度別事業数	A	B	C	D
-----------------	---	---	---	---

【施策評価及び今後の取り組み方針】

（この領域は斜線で塗りつぶされています）

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第28節 安全で快適な市街地のあるまち

【基本方針】

都市や各地域の拠点が整備され、優れた都市空間が形成された、安全で快適な市街地のあるまちをつくりたい。

そのため、市民の意見を反映し、都市づくりの方針をつくりたい。また、都市の拠点づくりなどを進め、まちを活性化させたい。さらに、市民や事業者などの理解と協力の下、まちづくりへの啓発や指導を強化したい。

【取り組みのあらまし】

- 1 幅広い視点から総合的な都市づくりを行います 5
- 2 都市拠点などを整備し、まちを活性化させたい 6
- 3 優れた都市空間を形成したい 7
- 4 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 安全で快適な市街地のあるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			27.8									UP
2 総合設計制度によって、設けられた公開空地の累計面積	m <sup>2</sup>	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562							UP
3 違法簡易屋外広告物追放クリーン作戦の参加団体数	団体	27	25	25	25	0							団体 30

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 準防火地域指定見直し検討調査	D	D	D	A	-							都市整備部
2	1 都市計画道路見直し検討調査			A	A								都市整備部
3	2 新都心整備推進事業	B	B	A	A								都市整備部
4	3 違法屋外広告物除却事業	A	A	A	A	D							土木部
5	1 都市計画の基本的方針見直し検討調査	D	D										都市整備部
6	3 法定外公共物管理委託業務	D	D										土木部
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成27年度目標達成度別事業数		A	0	B	0	C	0	D	1				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

都市整備部については、まちづくりのハード部門として、まずどう切り込んでいくか、あるいは10年、20年先に人をどう呼び込んでいくかを考えないといけない。これだけ利便性を高めてきたまちであるから、次のまちづくりをどうイメージをして、そしてそのために今何をすればいいのか、立地適正化計画も含めて、都市整備部には、そういったところのリーダー役を期待する。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第29節 水と緑に親しめるまち

【基本方針】

生活に潤いと安らぎを与え、人と人が触れ合える場として、水と緑に親しめるまちをつくります。  
 そのため、都市空間に新たな緑の空間づくりを進めることで、目に映る緑を増やすとともに、だれもが使いやすい公園や遊歩道など、水と緑の空間の整備を進めます。また、生駒山や市街地の水と緑を守る取り組みを進めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 新たな緑の空間を増やします 5
- 2 水や緑が豊かな、潤いのある生活空間をつくります 6
- 3 森林や公園緑地などの緑を保全します 7
- 4 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 水と緑を生かしたまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			31.7									UP
2 緑化に取り組む団体数	団体	255	260	270	266	236							UP
3 市街化区域内の緑被率	%	6.8											% 7.4

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部署名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 花とみどりいっぱい運動	A	A	B	A								都市整備部
2	1 東大阪市植樹祭	A	B	A	A								都市整備部
3	1 駅前等公共施設緑化事業	A	A	A	A	A							都市整備部
4	2 景観形成調査事業	A	A	A	A								都市整備部
5	2 緑化ボランティアキャラバン	A	A	A	A	A							都市整備部
6	2 公園緑化推進事業	A	A	A	A	A							都市整備部
7	2 公園整備事業	A	B	B	A	A							都市整備部
8	3 緑化ボランティア育成事業	B	B	A	A	B							都市整備部
9	3 公園愛護会活動支援事業	A	A	A	A								都市整備部
10	1 民有地緑化助成事業	A	A										都市整備部
11	1 (仮称) グリーン・フェスタ					A							都市整備部
12	1 花づくり学習会					B							都市整備部
13	2 (仮称) 緑化センター整備事業					A							都市整備部
14	3 森林ボランティア育成事業					A							都市整備部
15	2 玉串川跡地他道路整備事業	C	B	B	B	B							土木部
16													
17													
18													
19													
20													
平成27年度目標達成度別事業数		A	7	B	3	C	0	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

景観は非常に重要である。「きれいなまち」「機能的なまち」あるいは「安らぎ、ほっとするスポット」それらを考えながらつくっていく。もしくは民間を指導していくことが大事である。都市景観形成についてはお金をかけずに事業をしていくことができると思う。どちらにしても一過性の事業ではないので、ある意味では何十年かけてやっていく必要がある。

景観形成の理念、具体的な計画というものを全庁的に理解してもらうために、都市整備部については努力してもらいたい。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第30節 良好な住まいのあるまち

【基本方針】

安らげる住まいがあることで、安定した生活を送ることができるよう、だれもが安全な住宅に安心して暮らせるまちをつくります。

そのため、市営住宅における良好な住環境の提供に努めるとともに、被災や障害、低所得などの理由で住宅に困っている人に対し、公的住宅に求められる役割を果たせるよう整備や活用を進めます。また、超高齢社会や耐震化などに対応できる良好な民間住宅を増やします。さらに、安全で快適な住環境を地域全体でつくるために取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 安全・安心で快適な公的住宅を整備します 5
- 2 良好な民間住宅を増やします 6
- 3 より安全で快適な居住環境づくりを進めます 7
- 4 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 良好な住まいのあるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			27.5									UP
2 耐震診断の補助制度を利用した民間住宅の戸数	戸	246	222	276	212	130							UP
3 市営住宅に占める木造住宅等の割合	%	24	24	22	22	17							% 0.0

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 市営住宅整備事業	A	A	A	A	B							建築部
2	1 住宅改良事業	C	C	A	B	C							建築部
3	2 震災対策推進事業	A	C	C	D	C							建築部
4	3 密集住宅市街地総合整備事業	B	B	B	A	B							建築部
5	3 まちづくり基本構想推進事業	A	A	C	D	A							建築部
6	2 民間建築物吹付けアスベスト等分析調査補助事業	D	D										建築部
7	2 高齢者向優良賃貸住宅供給促進事業	D	-										建築部
8	2 景観形成調査事業	A	A	A	A	A							都市整備
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成27年度目標達成度別事業数		A	2	B	2	C	2	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

小中学校の耐震化を順調に進めてくれたことは非常に評価している。残っている建物は資産経営室と連携しながら耐震化を円滑に進めるように。今後、市が作る建物は、できるだけコンパクトかつシンプル、コスト面も十二分に意識したものとするように求めておく。

【様式3】

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第31節 安全で便利な交通機関や道路のあるまち

【基本方針】

だれもが、安全で支障なく目的地まで行くことができ、人や物の流れを円滑にすることで経済活動が盛んになるよう、安全で便利な交通機関や道路のあるまちをつくります。

そのため、鉄道やモノレール、バスなどの公共交通機関や道路網の整備を進めます。また、駅や駅前交通広場などの人の集まる施設や場所を、だれもが使いやすいようにします。

さらに、駐車場や駐輪場などの交通関連施設の整備を進めるとともに、交通マナーの向上に取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 公共交通の整備を一層進めます 5
- 2 使いやすく安全な道路を提供します 6
- 3 交通ルールを守り、だれもが安心して使える道路にします 7
- 4 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 安全で便利な交通機関や道路のあるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			42.4									UP
2 駅周辺の1日の放置自転車台数	台	1,262	912	777	797	777							台 2,600
3 都市計画道路の整備率	%		46.9	47.1	64.8	64.8							% 51.2

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 大阪モノレール計画	B	B	A	A	A							経営企画部
2	1 大阪外環状線鉄道新駅設置事業	D	D	A	A	C							都市整備部
3	1 大阪外環状線鉄道建設事業	A	A	A	A	A							都市整備部
4	1 近鉄奈良線連続立体交差事業	B	B	B	C	D							土木部
5	1 大阪外環状線連続立体交差事業	B	B	A	B	D							土木部
6	1 公共交通等の移動手段の調査検討	D	D	D	D	D							都市整備部
7	2 街路整備事業(大阪瓢箪山線・八尾枚方線)	B	B	B	B	B							土木部
8	2 街路整備事業	B	B	B	B	B							土木部
9	2 市内一円道路改良事業	C	B	B	B	A							土木部
10	2 道路舗装事業	A	B	B	B								土木部
11	2 橋りょう修繕補強事業	A	A	C	A	A							土木部
12	2 放置自転車追放推進事業	A	A	A	A	A							土木部
13	3 交通安全施設維持補修事業	B	B	A	A	A							土木部
14	3 交通安全運動推進事業	D	A	A	A	A							土木部
15	3 違法駐車等防止事業	A	A	B	B	B							土木部
16	3 自転車マナー向上等啓発事業			A	A	A							土木部
17	2 橋りょう長寿命化修繕計画	A	A										土木部
18	2 自転車駐車場整備事業	A	A										土木部
19	2 パブリックアート整備事業	A	A										土木部
20	3 横断歩道橋整備事業					A							土木部
平成27年度目標達成度別事業数		A	13	B	3	C	1	D	5				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

限られた予算の中で道路、橋梁の安全など、一気に決められないジレンマはあるが、それでも可能な限りの財源を確保して、道路、橋梁等の安全対策が必要だ。歩行者と車、健常者と身体的に歩行が困難な人、車いすの方がおられるので道路のバリアフリー化についても工夫を凝らすよう求める。

同時に花園ラグビー場周辺の整備も大事であり、海外から、あるいは全国から来られた方がより一層、東大阪市に対する関心や魅力を感じてもらうために、東花園駅からラグビー場までの整備について、しっかりと取組みを進めていくよう求めておく。



平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第31節 安全で便利な交通機関や道路のあるまち

【基本方針】

だれもが、安全で支障なく目的地まで行くことができ、人や物の流れを円滑にすることで経済活動が盛んになるよう、安全で便利な交通機関や道路のあるまちをつくります。

そのため、鉄道やモノレール、バスなどの公共交通機関や道路網の整備を進めます。また、駅や駅前交通広場などの人の集まる施設や場所を、だれもが使いやすいようにします。

さらに、駐車場や駐輪場などの交通関連施設の整備を進めるとともに、交通マナーの向上に取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 公共交通の整備を一層進めます 5
- 2 使いやすく安全な道路を提供します 6
- 3 交通ルールを守り、だれもが安心して使える道路にします 7
- 4 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 安全で便利な交通機関や道路のあるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			42.4									UP
2 駅周辺の1日の放置自転車台数	台	1,262	912	777	797	777							台 2,600
3 都市計画道路の整備率	%		46.9	47.1	64.8	64.8							% 51.2

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	3 庁舎周辺道路照明灯改良事業						A						土木部
2	2 東花園駅前広場及び周辺道路整備事業						A						土木部
3	2 幹線道路舗装修繕事業						D						土木部
4	3 交通安全施設整備事業(交通安全特別交付金)						A						土木部
5	3 歩道設置事業						A						土木部
6	3 J R徳庵駅東側エレベーター設置事業	B	B	A	A	D							土木部
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成27年度目標達成度別事業数		A		B		C		D					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第32節 良好な環境を次代に引き継ぐまち

【基本方針】

生活のあらゆる活動を原因とする環境負荷により、地球温暖化が進む中、私たち一人ひとりが環境負荷のより少ない行動を取ることで、次の世代へ良好な環境を引き継ぎます。  
 そのため、地球温暖化対策などの環境施策を総合的に進め、市民や事業者などがそれぞれの立場で環境保全活動に取り組みます。また、環境負荷の少ない循環型のまちをめざし、ごみの減量やリサイクルを一層進め、ごみの適正処理に努めるとともに、まちの美化を進めます。さらに、都市の発展によって発生するごみや、し尿の適正処理、公害の未然防止に取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- |                               |                    |
|-------------------------------|--------------------|
| 1 総合的な環境施策を進めます               | 5 ごみや、し尿の適正処理を行います |
| 2 地球温暖化問題を市民と共に考えます           | 6 公害の防止などに取り組みます   |
| 3 ごみの減量・リサイクルによって、循環型社会をつくります | 7                  |
| 4 不法投棄を防止し、まちの美化を進めます         | 8                  |

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 良好な環境を次代に引き継ぐまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			27.1									UP
2 不法投棄の処理件数	件	3,560	2,810	2,201	2,051	1,586							DOWN
3 市域の温室効果ガス総排出量(二酸化炭素換算)	万t-CO2	262	273	288	未	未							DOWN

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部署名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 公共施設の省エネルギー・リサイクル化推進事業			A	A								建築部
2	1 漏水無くし隊活動			B	C								建築部
3	1 高度処理水の活用			A	A								下水道部
4	1 環境教育推進事業	B	B	C	C								学校教育部
5	2 地球温暖化対策推進事業(民生家庭編)	A	B	D	B	A							環境部
6	2 地球温暖化対策推進事業(産業編)	A	B	D	B	A							環境部
7	2 温暖化防止啓発事業	A	A	A	A								環境部
8	2 東大阪市豊かな環境創造基金活用事業	B	C	B	B								環境部
9	2 環境啓発事業	A	A	B	B	A							環境部
10	3 ごみ減量推進事業	A	A	B	C	C							環境部
11	4 (仮称)ごみのないきれいなまちをつくる条例の制定事業	D	C	A	A								環境部
12	4 産業廃棄物対策事業	B	B	A	A	A							環境部
13	5 清掃車両整備事業	A	A	A	A	A							環境部
14	5 (仮)環境センター整備事業	A	A	A	C	A							環境部
15	5 基幹的整備事業	A	A	A	A	A							環境部
16	5 新工場建設事業	A	A	A	A	A							環境部
17	5 清掃運搬施設等(運搬車両)整備事業	A	A	A	A	-							環境部
18	5 大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設事業(フェニックス)	A	A	A	A	A							環境部
19	6 公害対策事業(工場・事業場の指導規制)	B	A	B	B	A							環境部
20	1 第2次環境基本計画推進事業	A	A										環境部
平成27年度目標達成度別事業数		A	12	B	0	C	2	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

環境部については、やるべきことはごみの減量化とさらなる分別、そして「きれいなまち」づくりである。「きれいなまち」づくりとは漠然としているが、とても大切なことである。人口減少社会にあって、東大阪市は客観的に見ても、現在の施策メニューから考えても子どもを産み育てやすいまちである。そして東大阪市は利便性の高いまち。25の駅があり、モノレールも南伸する。残りは、「きれいなまち」だ。これは非常に重要だ。市の人口減少を食い止め、上向きにしていこうと思えば、「きれいなまち」づくりは非常に重要な要素だ。環境部がリーダーシップを発揮して取組みを進めるよう求めておく。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第32節 良好な環境を次代に引き継ぐまち

【基本方針】

生活のあらゆる活動を原因とする環境負荷により、地球温暖化が進む中、私たち一人ひとりが環境負荷のより少ない行動を取ることで、次の世代へ良好な環境を引き継ぎます。  
 そのため、地球温暖化対策などの環境施策を総合的に進め、市民や事業者などがそれぞれの立場で環境保全活動に取り組みます。また、環境負荷の少ない循環型のまちをめざし、ごみの減量やリサイクルを一層進め、ごみの適正処理に努めるとともに、まちの美化を進めます。さらに、都市の発展によって発生するごみや、し尿の適正処理、公害の未然防止に取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- |                               |                    |
|-------------------------------|--------------------|
| 1 総合的な環境施策を進めます               | 5 ごみや、し尿の適正処理を行います |
| 2 地球温暖化問題を市民と共に考えます           | 6 公害の防止などに取り組みます   |
| 3 ごみの減量・リサイクルによって、循環型社会をつくります | 7                  |
| 4 不法投棄を防止し、まちの美化を進めます         | 8                  |

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 良好な環境を次代に引き継ぐまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			27.1									UP
2 不法投棄の処理件数	件	3,560	2,810	2,201	2,051	1,586							DOWN
3 市域の温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素換算)	万t-CO2	262	273	未	未	未							DOWN

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	5 粗大ごみ処理施設整備事業	A	A										環境部
2	6 公害対策事業(環境監視)	B	B										環境部
3	4 「東大阪市みんなで美しく住みよいまちを作る条例」推進事業					C							環境部
4	5 施設整備計画及び既存工場解体工事					A							環境部
5	5 一般廃棄物処理基本計画策定事業					A							環境部
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成27年度目標達成度別事業数		A	B	C	D								

【施策評価及び今後の取り組み方針】

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第33節 上下水道によって安全・快適に暮らせるまち

【基本方針】

生きるために無くてはならない水を扱う上下水道は、市民の暮らしに欠かすことができません。そのため、日常生活だけでなく、災害時においても、市民生活に支障が生じないよう、安全・安心で安定した上下水道サービスを提供することで、市民が安全・快適に暮らせるまちをつくります。

【取り組みのあらまし】

- 1 施設・設備の計画管理と老朽化対策を進めます
- 2 水の安定供給と排水処理施設の整備を進めます
- 3 川や海の水質を保全します
- 4 公営企業として、健全な財政運営を進めます
- 5 上下水道の知識や経験、技術を継承します
- 6
- 7
- 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 上下水道によって安全・快適に暮らせるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			60.7									UP
2 水道管路の更新率	%	9.9	11.2	12.6	13.9	15.3							23.6%
3 下水管路の更新率	%	10.6	9.6	9.7	11.2	17.1							20.0%

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 第三次水道施設整備事業	A	A	A	A	B							水道施設部
2	1 下水道施設再構築事業	A	A	B	B	A							下水道部
3	2 流域下水道事業の促進	D	D	B	B								下水道部
4	3 公共下水道事業の推進	A	A	B	A								下水道部
5	4 上下水道庁舎の検討事業			A	-								経営企画室
6	4 上下水道業務の統合推進事業			A	D								経営企画室
7	1 水道管路情報システム構築事業	A	-										水道施設部
8	4 上下水道庁舎整備の再検討	A	-										経営企画室
9	1 (仮)第四次水道施設整備事業					-							経営企画
10	4 上下水道庁舎の建設事業					D							経営企画
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成27年度目標達成度別事業数		A	1	B	1	C	0	D	1				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

現行の水道局の庁舎が老朽により、何か起こったときには耐えられない状況になっているし、その状況になったときどうなるのか想定できるので、そういった意味で早く局舎の問題を解決していくこと。そして、同時に組織のあり方を変える必要がある。同じ敷地になる予定であるが、上下水道局の組織をどうするのか、ここはしっかりと行革の観点に立って対応するよう求めておく。危機管理の面からは、大規模災害が発生した時、トイレが重要だ。具体的にどうするのか考えておくように求めておく。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

行財政編 効率的で健全な行財政運営が行われるまち

【基本方針】

地方自治体の基本的な役割である「住民の福祉の増進」を果たしていくためには、市の将来を見越し、社会経済情勢の変化などにも十分に対応ができる「強い自治体」となる必要があります。

そのため、市民ニーズや社会情勢などに対応できる体制づくりや、職員の能力向上、財政基盤の強化、業務の電子化などを進めることにより、効率的かつ健全な行財政運営が行われるまちにします。

【取り組みのあらまし】

- 1 将来を見越した行財政改革に取り組みます 5
- 2 これからの行政運営を担う人材を確保し、育成、活用します 6
- 3 歳入を確保し、市役所の財政力を向上させます 7
- 4 市役所の電子化を進め、市民の利便性や事務の効率を向上させます 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 効率的で健全な行財政運営が進められていると思う市民の割合	%			22.2									UP
2													
3													

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部署名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 新集中改革プランの実行	C	A	A	未								経営企画部
2	1 市内在住職員奨励制度	A	B	B	B								行政管理部
3	1 市内企業・業者への優先発注推進			A	A								財務部
4	1 公共施設の保全計画の策定	A	A	A	A								建築部
5	3 外郭団体の見直しを計画的に推進	D	A	C	A								経営企画部
6	4 公共施設再編整備事業			C	B								経営企画部
7	4 窓口サービスの向上	D	D	A	C								経営企画部
8	1 職員パワーアップ人事政策の推進（昇任試験など）	A	A	C	B								行政管理部
9	1 管理職への女性職員の登用	A	A	A	A								行政管理部
10	2 任期の定めのない短時間勤務制度の推進	A	A	A	A								行政管理部
11	2 職員採用試験の実施（民間経験者）	D	A	A	A								行政管理部
12	3 職員研修事業	A	A	A	A								行政管理部
13	1 未収金特別対策事業			A	未								未収金特別対策室
14	1 保険料収納率向上事業	B	B	B	B								市民生活部
15	1 市税収入率向上事業	A	A	A	A								税務部
16	1 生活保護費返納金の未収金の解消			C	未								福祉部
17	1 母子寡婦福祉資金貸付金の滞納解消			B	A								子どもすこやか部
18	1 保育料収納業務	B	B	B	B								子どもすこやか部
19	1 未収金解消事業（住宅政策課）			A	A								建築部
20	1 未収金解消事業（住宅改良室）			A	A								建築部
平成27年度目標達成度別事業数		A	0	B	0	C	0	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

行財政改革については、新たなメニューだけではなく、これまで取り組んできたメニューの中でも一度見直し活用できるものはないか検討し、更なる取組みを進めてもらいたい。

また、市の顔である職員が挨拶もできないようでは市のイメージはいつまでも良くならない。職員として根本的なことについても繰り返し研修していく必要がある。

平成27年度 施策管理報告書(市長用)

行財政編 効率的で健全な行財政運営が行われるまち

【基本方針】

地方自治体の基本的な役割である「住民の福祉の増進」を果たしていくためには、市の将来を見越し、社会経済情勢の変化などにも十分に対応ができる「強い自治体」となる必要があります。

そのため、市民ニーズや社会情勢などに対応できる体制づくりや、職員の能力向上、財政基盤の強化、業務の電子化などを進めることにより、効率的かつ健全な行財政運営が行われるまちにします。

【取り組みのあらまし】

- 1 将来を見越した行財政改革に取り組みます 5
- 2 これからの行政運営を担う人材を確保し、育成、活用します 6
- 3 歳入を確保し、市役所の財政力を向上させます 7
- 4 市役所の電子化を進め、市民の利便性や事務の効率を向上させます 8

指標	単位	実績値										目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32
1 効率的で健全な行財政運営が進められていると思う市民の割合	%	/	/	22.2	/	/						UP
2												
3												

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										実施部局名
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
1	1 診療費収益対策事業	A	A	A	B	/						総合病院
2	1 奨学金の滞納解消	/	/	B	B	/						学校管理部
3	3 市有地有効活用事業	B	B	A	A	/						財務部
4	1 情報システム最適化	B	A	C	A	/						行政管理部
5	3 公有財産管理システムの構築	/	/	A	A	/						財務部
6	3 電子入札システムの運用	A	A	A	A	/						財務部
7	4 情報セキュリティ対策	D	D	B	D	/						行政管理部
8	1 大阪市隣接都市協議会	D	D	/	/	/						経営企画部
9	1 施設のあり方を見極め、多くの市民の活用促進	B	C	/	/	/						経営企画部
10	1 土地開発公社先行取得用地再取得事業	A	B	/	/	/						財務部
11	2 職員パワーアップ人事政策の推進	D	D	/	/	/						行政管理部
12	4 オンライン申請システム	D	D	/	/	/						行政管理部
13	1 行財政改革プランの実行	/	/	/	/	未						経営企画部 関係所属
14	2 行財政改革プランの実行	/	/	/	/	未						経営企画部 関係所属
15	3 行財政改革プランの実行	/	/	/	/	未						経営企画部 関係所属
16	4 行財政改革プランの実行	/	/	/	/	未						経営企画部 関係所属
17												
18												
19												
20												
平成27年度目標達成度別事業数		A	0	B	0	C	0	D	0			

【施策評価及び今後の取り組み方針】